

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和3年11月25日(2021.11.25)

【公開番号】特開2020-15319(P2020-15319A)
 【公開日】令和2年1月30日(2020.1.30)
 【年通号数】公開・登録公報2020-004
 【出願番号】特願2019-155661(P2019-155661)
 【国際特許分類】

B 3 2 B 27/34 (2006.01)

G 0 2 B 1/14 (2015.01)

【F I】

B 3 2 B 27/34

G 0 2 B 1/14

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月15日(2021.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリイミド系樹脂を含んでなる樹脂フィルムと、該樹脂フィルムの一方向の面に積層された第1ハードコート層と、該樹脂フィルムの他方の面に積層された第2ハードコート層とを有する光学積層体であって、第1ハードコート層は、オレイン酸接触角が65°以上であり、第2ハードコート層は、オレイン酸接触角が1°以上65°未満であり、シャルピー衝撃試験による衝撃吸収エネルギーの値が100kJ/m²以上であり、前記光学積層体の厚みは21μm以上である、光学積層体。

【請求項2】

樹脂フィルムは、ASTM規格D2176-16に準拠した屈曲半径3mmのMIT耐折疲労試験において、屈曲回数が100,000回を超える、請求項1に記載の光学積層体。

【請求項3】

樹脂フィルムは、厚み方向の断面においてナノインデントを用いて測定される押し込み硬さが350N/mm²以上である、請求項1又は2に記載の光学積層体。

【請求項4】

前記ポリイミド系樹脂は、ポリスチレン換算の重量平均分子量が、50,000~1,000,000である、請求項1~3のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項5】

前記ポリイミド系樹脂はフッ素原子を含有する、請求項1~4のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項6】

前記樹脂フィルムの厚みは、20~150μmである、請求項1~5のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項7】

前記第1ハードコート層は、フッ素含有化合物を含む硬化性組成物の硬化物である、請求項1~6のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項8】

前記硬化性組成物に含まれるフッ素含有化合物の含有量は、硬化性組成物の固形分の質量に対して、0.1～5質量部である、請求項7に記載の光学積層体。

【請求項9】

第1ハードコート層の厚み及び第2ハードコート層の厚みはそれぞれ、1～15 μm である、請求項1～8のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項10】

第1ハードコート層の厚みと第2ハードコート層の厚みの比率は、10：7～7：10である、請求項1～9のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項11】

黄色度は5.0以下である、請求項1～10のいずれかに記載の光学積層体。

【請求項12】

全光線透過率は80%以上である、請求項1～11のいずれかに記載の光学積層体。